

女川町いじめ防止基本方針（概要）

（平成26年10月 女川町・女川町教育委員会策定）

1 基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、行われなければならない。
- ・ いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、行われなければならない。

（2）いじめの定義

（3）いじめの理解

（4）いじめの防止等に関する基本的考え方

- ① いじめの防止／② いじめの早期発見／③ いじめへの対処／④ 地域や家庭との連携／⑤ 関係機関との連携

2 町が実施する施策

（1）女川町いじめ防止基本方針の策定

（2）いじめ問題対策連絡協議会の設置

（3）町教育委員会の附属機関の設置

（4）その他町が実施する施策

- ・ 人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める
- ・ 教職員の研修の充実等を通じた教職員の資質能力の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保等
- ・ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動
- ・ 学校相互間の連携協力体制を整備
- ・ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
- ・ P T Aや地域の関係団体との連携促進
- ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実
- ・ いじめの防止に資する活動であって児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置
- ・ 児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する必要な啓発活動を実施
- ・ 学校評価、教員評価でいじめの問題を取り扱うに当たっての必要な指導・助言
- ・ 学校運営改善の支援 など

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、町教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- i) いじめの防止（指導の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」 など）
- ii) いじめの早期発見（児童生徒が示す変化等を見逃さないようアンテナを高く保つ など）
- iii) いじめに対する措置（組織的な対応 保護者の協力等の下での取組 など）
- iv) 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

4 重大事態への対処

(1) 町教育委員会又は学校による調査

教育委員会又は学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、町教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う

i) 重大事態の発生と調査

- ① 重大事態の意味
- ② 重大事態の報告
- ③ 調査の趣旨及び調査主体
- ④ 調査を行うための組織
- ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- ウ) 自殺の背景調査における留意事項

⑥ その他留意事項

ii) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ② 調査結果の町長への報告

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- i) 再調査
- ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。